

地域学校協働活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 「地域学校協働活動」の円滑な運営を図るため、県教育委員会に「地域学校協働活動推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 「地域学校協働活動」等の運営方法に関すること。
- 二 学校と家庭・地域社会との連携・協働の在り方に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 保護者・地域住民の代表者
 - 二 民間団体等の代表者
 - 三 学識経験者
 - 四 市町村教育委員会の代表者
 - 五 小・中学校長の代表者
 - 六 関係行政機関の職員
 - 七 教育局関係課所の職員
- 2 前項第一号から第五号までに掲げる代表者は、別表1に掲げる者とし、埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が委嘱する。
- 3 第1項第六号及び第七号の職員は、別表2に掲げる者とする。

地域学校協働活動推進委員会設置要綱

(任期)

第4条 委員の任期は、当該年度における最初の推進委員会の開催日から当該年度の3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育局教育総務部副部長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、県教育長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員がやむを得ず出席できない場合は、所属の団体又は課所からの代理人の出席を認めることとする。

4 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 推進委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(担当者会議)

第8条 県教育委員会に設置する推進委員会のもと、教育事務所ごとに管内市町村との連絡調整を行う「地域学校協働活動担当者会議」（以下「担当者会議」という。）を設置する。

2 担当者会議は、各教育事務所長が招集する。

3 担当者会議の庶務は、教育事務所において処理する。

地域学校協働活動推進委員会設置要綱

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、教育局教育総務部生涯学習推進課において処理する。

2 推進委員会及び担当者会議の連携と所掌事務の円滑な遂行のため、別表3のとおり幹事を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

地域学校協働活動推進委員会設置要綱

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 4 日から施行する。

地域学校協働活動推進委員会設置要綱

別表1 (第3条関係)

所属等
さいたま市教育委員会代表
公立小学校校長会代表
中学校長会代表
PTA連合会代表
商工会連合会代表
学童保育連絡協議会代表
図書館協会代表
コーディネーター代表
学識経験者
研究委嘱市町村教育委員会代表 (南部)
研究委嘱市町村教育委員会代表 (西部)
研究委嘱市町村教育委員会代表 (北部)
研究委嘱市町村教育委員会代表 (東部)

別表2 (第3条関係)

所属等
共助社会づくり課代表
スポーツ振興課代表
こども支援課代表
教育総務部副部長
県立学校人事課代表
高校教育指導課代表
特別支援教育課代表
保健体育課代表
小中学校人事課代表
義務教育指導課代表
文化財・博物館課代表
教育事務所代表
生涯学習推進課代表

別表3 (第9条関係)

所属等
生涯学習推進課担当職員
南部教育事務所担当職員
西部教育事務所担当職員
北部教育事務所担当職員
北部教育事務所秩父支所担当職員
東部教育事務所担当職員